

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験

民 法

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B 以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ライインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出せざることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切つてカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題 法律科目試験

(民 法)

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。（配点：100点）

【事実】

平成22年4月ころ、Aの養子であったXは、B信用組合から甲建物を買い受けてX名義で登記し、甲建物に同年5月ころからAと同居をはじめた。

ところが、平成23年2月ころに、AとXの間で、いさかいが生じ、Xが甲を出て別居していたところ、Xに相談することなくAがXの実印、甲建物の権利書を勝手に持ち出して、甲建物について贈与を原因とするA名義の移転登記を経由した。平成23年6月になって、移転登記がなされたことに気付いたXは、Aを相手取って移転登記の抹消手続きを求める訴えを提起するとともに（以下、「本件訴訟1」という。）、予告登記をおこなったが、この訴訟係属中の平成23年7月3日に、AはXの承諾なくYとの間で甲建物につき賃貸契約を締結し、同日Yに甲建物を引渡し、Yは甲建物に入居した。

平成24年5月、Xは本件訴訟1に勝訴して、甲建物の名義を回復したうえで、Yに甲建物の明渡しを求めたが、Yがこれに応じなかつたので、さらに平成24年7月になって、Yを被告として、建物明渡訴訟（以下、「本件訴訟2」という。）を提起した。本件訴訟2係属中の平成24年9月10日にAが死亡し、XがAを単独で相続したが、Xは甲建物の使用をYに対して許諾するつもりはなく、建物の明渡しを求めている。

【設問】

(1) 本件訴訟2において、Yが「XはAが負っていた賃貸契約に基づく甲建物の使用供与義務を相続によって承継したから、Xの建物明渡請求に応ずる必要はない」と主張した場合、この主張は認められるか検討しなさい。

(2) 仮に上記(1)の主張が認められないものと仮定する場合、本件訴訟2において、Yが「Xが、賃貸借契約の存続を認めない場合、XはAから相続によって承継する賃貸人としての義務に違反するものであるから、これによって生じた損害の賠償を受けるまで、甲建物の明渡請求に応ずる必要はない」と主張したとき、このようなYの主張はどのような根拠に基づくものであると考えられるか、またこの主張は認められるか検討しなさい。